

## アイペックノホン・法令集・(黄本)の正誤表

頁	条令、告示番号	誤	正
P148	告示第1399号 第2ニハ	ハ 鉄骨(断面積(mm <sup>2</sup> で表した面積とする。次号ニ並びに第 <u>四</u> 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)を加熱周長(mmで表した長さとする。次号ニ並びに第4第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)で (以下略)	ハ 鉄骨(断面積(mm <sup>2</sup> で表した面積とする。次号ニ並びに第 <u>4</u> 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)を加熱周長(mmで表した長さとする。次号ニ並びに第4第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。)で (以下略)